

12月4日～10日は「人権週間」です ～人権週間特設相談～

世界人権宣言が採択された昭和23年12月10日を記念して、毎年12月4日から12月10日が「人権週間」と定められています。

この人権週間にちなみ、特設人権相談所を開設します。女性・子ども・高齢者等の人権問題、近隣トラブルなどでお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員がお受けします。

📅12月1日(火) 9時～12時

(受付は11時30分まで)

📍ひまわり館 多目的室2

※相談は秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

問生活環境課 ☎(57)4132

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性に対する配偶者・パートナー等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど様々な相談について、期間中時間を延長して女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

📅11月12日(木)～18日(水) 8時30分～19時

※土・日は、10時～17時

【実施機関】

栃木県人権擁護委員連合会

宇都宮地方法務局

☎0570(070)810(ナビダイヤル)

※相談は秘密厳守となりますので、安心してご相談ください。

問栃木県人権擁護委員連合会

宇都宮地方法務局 人権擁護課

☎028(623)0925



県南産業技術専門校「技能講習」の開催

📅12月3日(木)～4日(金) 9時～16時

【講座名】 技能検定準備講習(機械検査2級)

👤10名

💰5,040円

📌各講座開催日の10日前までに問合せ先へ

問栃木県立県南産業技術専門校

☎0284(91)0803

家畜(ペットも含む)を飼養されている方への御案内

1. 家畜を飼養されている方へ

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者は毎年、家畜の飼養状況を県に報告する義務があります。新しく飼い始めた場合は速やかに県南家畜保健衛生所に御連絡ください。愛玩動物(ペット)として飼養する場合も報告が必要です。

2. 豚・いのししを飼養されている方へ

栃木県内で飼養されている豚(ミニブタ、マイクロミニブタを含む)・いのししには、豚熱ワクチン接種が義務付けられています(令和2年2月から開始)。

3. めん羊・山羊を飼養されている方へ

12か月齢以上で死亡又は神経症状等の異状を呈して死亡しためん羊・山羊・鹿(と畜は除く)は伝達性海綿状脳症(TSE)の検査が義務付けられています。

※詳細は県南家畜保健衛生所にお問合せください。

問栃木県県南家畜保健衛生所

☎0282(27)3611

